

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員表彰規則

平成27年3月30日規則第32号

(趣旨)

第1条 本組合職員の表彰については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(管理者表彰)

第2条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して表彰を行う。

- (1) 本組合の業務運営上顕著な功績のあった職員
- (2) 本組合の業務運営上有益な発明、考案又は改良をした職員
- (3) 危険を顧みず身をていして職責を尽くした職員
- (4) 災害を未然に防止し、又は災害に際して特に功労のあった職員
- (5) その他業務成績の向上、能率の増進等他の模範として推奨すべき業績又は善行のあった職員
- (6) 本組合に25年以上勤続し、その勤務成績が良好な職員
- (7) 本組合に35年以上勤続し、その勤務成績が良好な職員で、前号に該当することとなった日から10年を経過している職員
- (8) 管理者が特に必要と認めた職員

(事務局長表彰)

第3条 事務局長は前条第1号から第5号に該当する職員に準ずると認める職員及び事務局長が特に必要と認めた職員に対して表彰を行うことができる。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰には、副賞として賞金又は賞品を添えることがある。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年一定の期日を定めて行う。但し、必要があるときは、随時これを行うことがある。

(退職又は死亡した者の表彰)

第6条 表彰を受けるべき者が表彰前に退職をし、又は死亡したときは、在職又は生前の日付にさかのぼってこれを表彰することがある。

2 前項の規定により死亡した者に対して表彰を行う場合においては、表彰状及び副賞は、これをその者の遺族に交付するものとする。

(その他)

第7条 事務局長は、これら表彰を行うために必要な基準を定めることができる。

(実施細目)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 大阪市の職員であったものであって、引き続き職員となったものの取扱いにおいては、引き続いた大阪市での在職期間を通算するものとする。